国名	対応
タイ	・閉庁、受付の時間短縮等の特別措置は言及されていない。 (3月24日付け知的財産局告示より) ・コロナ感染拡大による事態により期限内に手続ができない場合、事態の収束後15日以内にその理由と証拠とともに期限延長申請を行うことができる。 ・期限延長申請が許可された場合、許可命令の受領日から30日の期限延長が可能。 ・期限延長申請が不許可だった場合、不許可の命令受領日から15日以内の不服申立が可能。
フィリピン	(フィリピン知的財産庁からの4月7日付けCircular2020-009より) ・同庁のテレワーク期間を2020年4月30日まで延長する。 ・同庁で予定されていたヒアリングおよび調停を2020年4月30日まで延期する。 ・2020年3月16日から2020年4月30日までに期限を迎える全ての書類、申請、書類、支払いは、元の期限から60日間延長する。 ・2020年3月16日から2020年4月30日までに期限を迎える全ての書類、申請、書類、支払いは、元の期限から60日間延長する。 ・2020年3月16日から2020年4月30日までに期限を迎える全ての書類、申請、書類、方法い商標出願は、IPOPHLの電子出願システムによる手続が可能。ただし、出願処理は閉庁期間が明けてから開始される。閉庁期間中、紙による出願としなければならない。 ・優先権を伴う特許、実用新案、意匠および商標出願は、優先権主張期限に間に合うよう電子出願をしなければならない。 ・2020年3月16日から2020年5月15日に電子出願システムにより手続された新規出願(優先権主張を伴うものも含む)の支払い期限は、電子出願日から60日間延長されるものとする。電子出願日を出願日と見なす。出願人はオンライン支払システムを利用することもできる。 ・紅書類の受領は停止し、強化されたコミュニティ隔離措置(enhanced community quarantine)が明けた次の営業日である2020年5月4日に提出することができる。 ・2020年3月16日から2020年4月30日まで膝本申請の受付を停止する。 ・2020年3月16日から2020年4月30日まで膝本申請の受付を停止する。 ・2020年3月16日から2020年4月30日に予定されている全てのセミナー、会合、パブリックヒアリングを延期する。 ・2020年4月7日付けにには1を2020-009に基づく全ての書類、申請、書類、支払いに係る期限延長は、Circular2020-010の発出後に公開された権の人用防護機具(Personal Protective Equipment)、医療機器、医薬品に係る発明特許出願に対する第三者情報提供期限は、公開日から6か月とする。 ・2020年4月21日以降に公開された実明新案出願に対する第三者情報提供期限は、公開日から30日とする。・2020年4月21日以降に公開された実明新案出願に対する第三者情報提供期間は、2020年5月11日まで開度を延長する。・2020年4月21日以降に公開された実明新案出願を迎える第三者情報提供期間は、2020年5月11日まで期度を延長する。・2020年4月21日から2020年4月30日までに期限を迎える第三者情報提供期間は、2020年5月11日まで期度を延長する。・2020年4月31日までに期限を迎える第三者情報提供期間は、15日間期限を延長する。・174日といの対策を呼びまれた実際を電子メールでもののでは対策を通りに提出することも可能。

国名	対応
マレーシア	(マレーシア知的財産公社HPより:5月13日現在) ・カスタマーサービスは段階的に再開する。 ・新規のPCT出願はWIPO IP Portalを通じて手続が可能。 ・2020年3月18日から6月15日までに更新期限を迎える特許、実用新案は、2020年6月16日まで期限が延長される。 ・活動制限令期間中に優先権主張期限を迎える特許、商標、意匠出願の紙媒体による手続は、2020年6月10日まで期限が延長される。 パリ条第4条C3項に従い活動制限令解除後の初日に手続することを勧める。 ・オンライン出願システムは利用可能。 ・2019年12月27日から2020年6月15日に更新期限を迎える商標は、2020年6月16日まで期限が延長される。 ・存続期間が満了する意匠権の更新期限は、2020年6月16日まで延長される。 ・審判、異議申立、支払いを含む庁の書面に関する期限は、2020年6月16日まで期限が延長される。 ・活動制限令期間中、ドプロ経由の国際商標出願を停止する。 ・活動制限令期間中、謄本の提供を停止する。 ・活動制限令期間中に予定されていた商標、特許、意匠のヒアリングを中止する。 ・活動制限令期間中に予定されていた商標、特許、意匠のヒアリングを中止する。
インド	(5月4日付けインド特許意匠商標総局発表、及び現地代理人からの情報) ・開庁期間を2020年5月17日まで延長する。 ・2020年3月25日から5月17日に期限を迎える案件は、2020年5月18日まで期限が延長される。 ・オンライン出願サービスは24時間利用可能。 (5月13日付け現地代理人からの情報) インド特許意匠商標総局がインド国内のロックダウン中に期限を迎える案件について、その期限を2020年5月18日とする旨発表した202 0年5月4日付け通知に対してIntellectual Property Attorneys Association (IPAA) がデリー高等裁判所へ請願書を提出したことを受け、デリー高等裁判所は5月11日、同局が設定した期限(2020年5月18日)を保留とする決定を下した。新たな期限は裁判所または同局から改めて通知される予定。
インドネシア	(インドネシア知的財産権総局からの3月20日付け発表より) ・3月20日から3月31日まで受付業務を閉鎖し、全ての紙媒体による提出は受け付けない。 ・オンライン申請は可能。 ・同期間中に迎える期限の猶予 (インドネシア知的財産権総局HPより) ・引き続き、受付業務を4月21日まで閉鎖。 ・オンライン申請は可能。 ・同期間中に迎える期限を猶予 (4月21日付けインドネシア知的財産権総局facebookより) ・引き続き、受付業務を5月13日まで閉鎖。 ・オンライン申請は可能。 ・閉鎖中に迎える期限を猶予する。
シンガポール	(シンガポール知的財産庁からの2020年4月3日付け発表より) ・シンガポール知的財産庁は2020年4月7日から5月7日まで閉庁する。ただし、閉庁期間中もオンライン出願は受け付ける。 ・オンライン出願について、出願日、優先権主張期間は通常通りの取り扱いとなる。 ・閉庁期間中に迎える期限は全て、2020年5月8日が新たな期限となる。これは、シンガポール知的財産庁のヒアリングおよび調停局(Hearings and Mediation Department) で扱われる案件にも適用される。 ・閉庁期間中でも、オンラインによる応答等は可能。 (シンガポール知的財産庁2020年4月17日付けCircularより)*期限延長に関する追加情報 2020年4月7日から2020年5月7日までの閉庁期間中、以下の期限は延長が適用されない。 1. オンラインによる商標、特許または意匠登録出願の優先権主張期限 2. WIPO経由の国際出願の期限 (シンガポール知的財産庁2020年4月28日付け発表より)・閉庁期間を6月4日まで延長する。 ・2020年4月7日から6月4日の間に迎える期限は、2020年6月5日まで延長される。 ・閉庁期間中、紙媒体およびファックスによる手続は受け付けない。 ・閉庁期間中でも、オンラインによる応答等は可能。
	(3月31日付け現地代理人からの情報) ・2020年3月30日から4月30日に期限を迎える知財案件の期限(優先権主張期限、書類の追完期限、方式・実体審査結果等に対する応答期限、更新期限、支払期限、請求期限)は、自動的に2020年5月30日まで延長される。その他の案件について、コロナウィルス感染拡大による影響で知財案件の権利確立および権利実施にネガティブな影響を受けた出願人は、サーキュラー01/2007/TT-BKHCN改正)9.4および9.5に基づく不可抗力の規則を適用することができる。 ・日ベトナム間PPH申請受付は、当初予定の2020年4月1日から2020年5月4日に延期する。 ・ベトナム別財財を庁とのやりとりは、郵便またはオンラインシステムのみとする。支払いは郵便またはオンライン決済で行う。

国名	対応
ベトナム	(4月7日付け現地代理人からの情報) ・ベトナム知的財産庁のハノイ本庁舎は閉庁し、郵送物の受付を停止。 ・ベトナム知的財産庁のホーチミン支所およびダナン支所は、郵送物を受け付けている。 ・オンラインでの手続は、ハノイ本庁舎およびすべての支所において可能。 (4月23日付けベトナム知的財産庁告示No.5869/TB-SHTTより) 2020年4月24日よりハノイ本庁舎、ホーチミン支所およびダナン支所における窓口出願を再開する。オンライン出願も引き続き受け付けている。
ミャンマー	現在のところ特別な対応はおこなわれていない。 商標については現行の登記制度に基づき受け付けている。
カンボジア	現在のところ特別な対応はおこなわれていない。紙媒体およびオンラインともに申請が可能。
ラオス	(4月24日付け現地代理人からの情報) ラオス知的財産局は4月20日から開庁し、通常通り出願を受け付けている。一部の審査官は在宅勤務中。
バングラデシュ	(5月4日付け現地代理人からの情報) 閉庁期間を3月26日から5月16日まで延長。閉庁期間中に迎える期限は自動的に5月17日まで延長される。
ブルネイ	(ブルネイ知的財産庁からの3月23日付け発表より) 一時的に窓口業務を閉鎖し、書類提出、出願、支払いのみを受け付ける。